

イオン・バランス戦略ファンド

愛称: みらいパレット

追加型投信 / 内外 / 資産複合



本書は、金融商品取引法 (昭和23年法律第25号) 第13条の規定に基づく目論見書です。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

ファンドに関する投資信託説明書 (請求目論見書) を含む詳細な情報は下記の委託会社のホームページで閲覧できます。また、本書には信託約款の主な内容が含まれておりますが、信託約款の全文は投資信託説明書 (請求目論見書) に添付されております。ファンドの販売会社、ファンドの基準価額、その他ご不明な点は、下記の委託会社までお問い合わせください。

委託会社 ファンドの運用の指図等を行います。

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者登録番号: 関東財務局長 (金商) 第399号

<委託会社への照会先>

ホームページ: <https://www.smd-am.co.jp>

フリーダイヤル: 0120-88-2976

[受付時間] 午前9時~午後5時 (土、日、祝・休日を除く)

受託会社 ファンドの財産の保管および管理等を行います。

三井住友信託銀行株式会社

委託会社の概要

委託会社名 三井住友DSアセットマネジメント株式会社

設立年月日 1985年7月15日

資本金 20億円 (2019年4月1日現在)

運用する投資信託財産の
合計純資産総額 9兆5,162億円 (2018年12月28日現在)

※委託会社は2019年4月1日に合併しています。運用する投資信託財産の合計純資産総額は合併前のものであり、三井住友アセットマネジメント株式会社と大和住銀投信投資顧問株式会社の合計金額です。

商品分類

商品分類		
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
追加型	内外	資産複合

属性区分				
投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
その他資産 (投資信託証券 (資産複合 (株式、債券、不動産投信) 資産配分変更型))	年1回	グローバル (日本を含む)	ファンド・オブ・ファンズ	あり (部分ヘッジ)

※属性区分の「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

※商品分類、属性区分は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分の全体的な定義等は一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

- 委託会社は、ファンドの募集について、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2019年1月23日に関東財務局長に提出しており、2019年1月24日にその届出の効力が生じております。
- ファンドの商品内容に関して、重大な約款変更を行う場合には、委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律 (昭和26年法律第198号) に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- ファンドの信託財産は受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- 投資信託説明書 (請求目論見書) は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。ご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

ファンドの目的

投資信託証券への投資を通じて、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

ファンドの特色

1 日本を含む世界のさまざまな資産に投資し、値下がりするリスクを抑えつつ、安定的なリターンを目指します。

2 各資産の組入比率は柔軟に調整します。

■ 当ファンドでは、日本を含む世界のさまざまな資産を、安定資産とリスク資産に区別します。

安定資産・リスク資産とは？

安定資産 ……資産が目減りする可能性が低い資産のことをいいます。

リスク資産 ……安定資産と比べ値動きが大きく、より高い収益が期待できる反面、大きな損失を被る可能性のある資産のことをいいます。

■ リスク資産への投資は40%程度までとします。

■ 安定資産は、「日本国債と現預金の合計」、「為替ヘッジ付き先進国債券(除く日本)」の組入比率がほぼ半分ずつになるようにします。

※市況の見通しに応じて一定の範囲で調整を行う場合があります。

3 先進国の債券は、部分的に対円での為替ヘッジを行います。

■ 為替ヘッジを行う場合でも、完全に為替変動リスクを回避することはできません。

■ 為替ヘッジを行う場合と行わない場合で、為替の変動が当ファンドに与える影響は以下のように考えると考えられます。

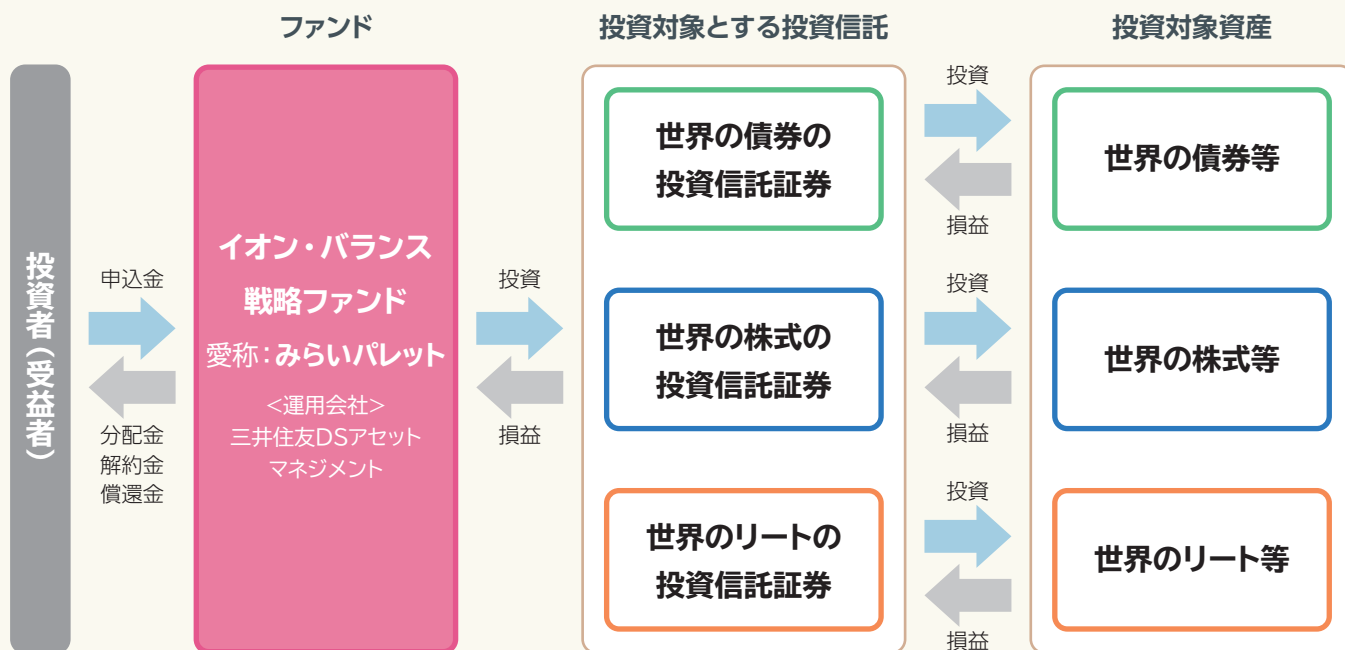
		円高となった場合	円安となった場合
日本の資産		基準価額に影響はありません。	基準価額に影響はありません。
外国の資産	為替ヘッジを行う資産	組入通貨に対し円高となった場合でも、為替差損は発生せず、基準価額へのマイナスは限定的となります。	組入通貨に対し円安となった場合でも、為替差益は発生せず、基準価額にプラスとなりません。
	為替ヘッジを行わない資産	組入通貨に対して円高となった場合、為替差損が発生し、基準価額にマイナスとなります。	組入通貨に対し円安となった場合、為替差益が発生し、基準価額にプラスとなります。

※上記は、為替ヘッジの一般的な説明であり、市況動向等によっては、上記の通りにならない場合があります。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドのしくみ

■ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。



投資対象資産と資産配分

- 安定資産と言われる債券への投資と現預金での保有を基本とします。このうち債券は、日本国債と米国国債などの為替ヘッジ付き先進国債券（除く日本）に投資します。
- 安定資産のほか、株式やリート（不動産投資信託）など7つのリスク資産を組み入れることがあります。

▶ 投資対象資産と各資産のインデックス

【安定資産】

日本国債	NOMURA-BPI(国債)
為替ヘッジ付き先進国債券(除く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ヘッジベース)
現預金	—

日本国債と現預金

日本の長期金利の方向性(低下・横ばい、上昇)を予想し、日本国債(長期・超長期国債)と現預金への資産配分比率を機動的に変更します。

為替ヘッジ付き先進国債券(除く日本)

日本国債よりも利回りが相対的に高い先進国債券に投資する一方、投資先通貨(米国国債が投資先であれば米ドル)の下落リスクの低減を図ります(為替ヘッジを行います)。為替ヘッジでは、具体的には、投資先通貨を売って日本円を買います。

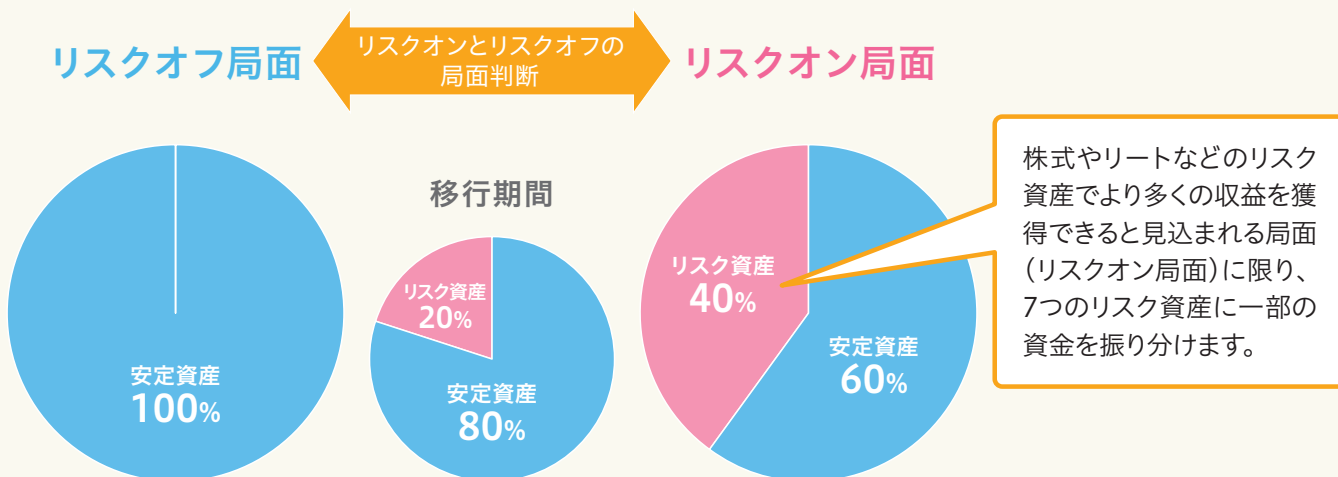
【リスク資産】

日本株式	TOPIX(配当込み)
先進国株式(除く日本)	MSCIコクサイインデックス(配当込み、円ベース)
新興国株式	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
先進国債券(除く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
新興国債券	J.P.モルガン EMBI グローバル・コア・インデックス(円ベース)
日本リート	東証REIT指数(配当込み)
外国リート	S&P先進国REIT指数(除く日本、配当込み、円ベース)

(注)ただし、すべてのリスク資産に投資するとは限りません。

▶ リスクオン・オフ局面での資産配分

- 「リスクオン局面」、「リスクオフ局面」の判断は、委託会社が独自の手法で算出する「リスク態度指数」で行います。



リスクオン局面 (リスク選好的な局面)

投資家がより高い収益の獲得を目指し、リスクの高い資産に積極的に資金を投入する市場環境のこと。景気や企業業績の改善、金融緩和(利下げ)、金融不安の解消(国家財政や銀行経営の改善)、地政学的リスク(戦争、テロ)の低下などが見込まれる場合、多くはリスクオン局面と判断されます。

リスクオフ局面 (リスク回避的な局面)

投資家がリスクを回避するようになり、より安全な資産に資金が向かいやすい市場環境のこと。景気や企業業績の悪化、金融引締め(利上げ)、金融不安の高まり(国家財政や銀行経営の悪化)、地政学的リスク(戦争、テロ)の高まりなどが見込まれる場合、多くはリスクオフ局面と判断されます。

リスク態度指数

市場のリスク選好度合いを計るための指数です。リスクオン局面とリスクオフ局面を判断します。

(注1) リスク資産への投資は40%程度までとします。

(注2) 局面判断の有効性を高めるため、資産配分の切替えを行う際に一定の移行期間を設けます。

(注3) 安定資産は、「日本国債と現預金の合計」、「為替ヘッジ付き先進国債券(除く日本)」の組入比率がほぼ半分ずつになるようにします。

※上記はイメージであり、実際とは異なる場合があります。

※日本銀行によるマイナス金利政策が導入されたため、日本国債の一部がマイナス利回りとなることや、現預金に口座管理手数料が課されることがあります。このため、上図のリスクオフ局面の場合でも、日本国債および現預金の保有による損失が発生する場合があります。

主な投資制限

- 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

分配方針

- 年1回（原則として毎年4月26日。休業日の場合は翌営業日）決算を行い、分配金額を決定します。
- 分配対象額は、経費控除後の利子、配当等収益と売買益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。

※委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

ファンドは複利効果による信託財産の成長を優先するため、分配を極力抑制します。
(基準価額水準、市況動向等によっては変更する場合があります。)

分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

ファンドで分配金が
支払われるイメージ



- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

追加的記載事項

■投資対象とする投資信託の投資方針等

安定資産を構成する投資信託証券

日本国債	
ファンド名	日本国債ダイナミック・アロケーション・マザーファンド
形態	国内籍親投資信託
運用会社	三井住友DSアセットマネジメント株式会社
運用の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ●主として日本の国債に投資し、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目指します。 ●長期金利の低下（あるいは横ばい）が予想される局面では積極的に金利リスクを取得し、長期金利の上昇が予想される局面では機動的に金利リスクの圧縮を図ります。 ●長期金利の局面判定には、運用会社独自のクオンツ手法を用います。
信託財産留保額	追加設定時、一部解約時にそれぞれ0.06%

為替ヘッジ付き先進国債券（除く日本）…為替ヘッジあり	
ファンド名	ヘッジ付き外国債券パッシブ・マザーファンド
形態	国内籍親投資信託
運用会社	三井住友DSアセットマネジメント株式会社
運用の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ●FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジベース）をベンチマークとし、ベンチマークの動きに連動する投資成果を目指します。 ●ベンチマーク採用国の国債を主要投資対象とします。 ●保有する外貨建資産については、対円での為替のフルヘッジを原則とします。
信託財産留保額	追加設定時、一部解約時にそれぞれ0.1%

リスク資産を構成する投資信託証券

●すべての投資信託に投資するとは限りません。

▶ 株式

国内株式

ファンド名	国内株式インデックス・マザーファンド (B号)
形態	国内籍親投資信託
運用会社	三井住友DSアセットマネジメント株式会社
運用の基本方針	主として東京証券取引所第1部に上場している株式に投資を行い、TOPIX (東証株価指数、配当込み) の動きに連動する投資成果を目指します。
信託財産留保額	追加設定時、一部解約時にそれぞれ0.08%

先進国株式 (除く日本) …為替ヘッジなし

ファンド名	外国株式インデックス・マザーファンド
形態	国内籍親投資信託
運用会社	三井住友DSアセットマネジメント株式会社
運用の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ●主として世界各国の株式に投資し、MSCIコクサイインデックス (配当込み、円ベース) の動きに連動する投資成果を目指します。 ●外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
信託財産留保額	追加設定時、一部解約時にそれぞれ0.15%

新興国株式…為替ヘッジなし

ファンド名	エマージング株式インデックス・マザーファンド
形態	国内籍親投資信託
運用会社	三井住友DSアセットマネジメント株式会社
運用の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ●新興国の株式、新興国の株式指数を対象とした先物取引および上場投資信託証券に投資し、MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース) の動きに連動する投資成果を目指します。 ●外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
信託財産留保額	追加設定時、一部解約時にそれぞれ0.15%

ファンド名	バンガード・FTSE・エマージング・マーケットETF
形態	米国籍外国投資信託 (米ドル建て)
運用会社	ザ・バンガード・グループ・インク
運用の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ●FTSEエマージング・マーケット・オールキャップ (含む中国A株) インデックスをベンチマークとし、インデックスの構成銘柄の株式を主要投資対象とします。 ●ベンチマークのパフォーマンスへの連動を目指します。
管理報酬等*1	年0.14%程度
購入の可否	日本において一般投資者の購入が可能です。*2

*1 管理報酬等とは各ETFの運用管理費用およびその他費用を各ETFの平均純資産総額で除したもので、本書の数値は各ETFの直近の目論見書等で開示されているものです (以下同じ)。

*2 外国籍のETFは、海外の上場有価証券を取り次ぐことのできる証券会社を通じて、日本国内の一般の投資者が、直接、購入することができる場合があります。直接購入される際は、売買委託手数料 (証券会社ごとに異なります) が掛かります。また、円貨を外貨に交換する際に、証券会社が別途定める手数料が掛かります (以下同じ)。

▶リート

国内リート

ファンド名	Jリート・インデックス・マザーファンド
形態	国内籍親投資信託
運用会社	三井住友DSアセットマネジメント株式会社
運用の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 東証REIT指数 (配当込み) をベンチマークとし、ベンチマークの動きに連動する投資成果を目指します。 ● 日本の取引所に上場 (上場予定を含みます。) している不動産投資信託 (REIT) を主要投資対象とします。
信託財産留保額	追加設定時、一部解約時にそれぞれ0.15%

外国リート…為替ヘッジなし

ファンド名	外国リート・インデックス・マザーファンド
形態	国内籍親投資信託
運用会社	三井住友DSアセットマネジメント株式会社
運用の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ● S & P先進国REIT指数 (除く日本、配当込み、円ベース) をベンチマークとし、ベンチマークの動きに連動する投資成果を目指します。 ● 日本を除く世界各国の不動産投資信託 (REIT) などを主要投資対象とします。 ● 外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
信託財産留保額	追加設定時、一部解約時にそれぞれ0.15%

▶ 債券

先進国債券（除く日本）…為替ヘッジなし

ファンド名	外国債券パッシブ・マザーファンド
形態	国内籍親投資信託
運用会社	三井住友DSアセットマネジメント株式会社
運用の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ● FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）をベンチマークとし、ベンチマークの動きに連動する投資成果を目指します。 ● ベンチマーク採用国の国債を主要投資対象とします。 ● 保有する外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
信託財産留保額	追加設定時、一部解約時にそれぞれ0.1%

新興国債券…為替ヘッジなし

ファンド名	バンガード・米ドル建て新興国政府債券ETF
形態	米国籍外国投資信託(米ドル建て)
運用会社	ザ・バンガード・グループ・インク
運用の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ● ブルームバーグ・バークレイズ米ドル建て新興市場政府債RIC基準インデックスをベンチマークとし、インデックスの構成銘柄の債券を主要投資対象とします。 ● ベンチマークのパフォーマンスへの連動を目指します。
管理報酬等	年0.32%程度
購入の可否	日本において一般投資者の購入が可能です。

ファンド名	iシェアーズ J.P.モルガン・米ドル建てエマージング・マーケット債券ETF
形態	米国籍外国投資信託(米ドル建て)
運用会社	ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ
運用の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ● J.P.モルガンEMBIグローバル・コア・インデックスをベンチマークとし、インデックスの構成銘柄の債券を主要投資対象とします。 ● ベンチマークのパフォーマンスへの連動を目指します。
管理報酬等	年0.40%程度
購入の可否	日本において一般投資者の購入が可能です。

基準価額の変動要因

ファンドは、投資信託を組み入れることにより運用を行います。ファンドが組み入れる投資信託は、主として内外の株式、債券および不動産投資信託（リート）を投資対象としており、その価格は、保有する株式、債券および不動産投資信託（リート）の値動き、当該発行者の経営・財務状況の変化、為替相場の変動等の影響により上下します。ファンドが組み入れる投資信託の価格の変動により、ファンドの基準価額も上下します。**基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込む**ことがあります。

運用の結果としてファンドに生じた**利益および損失は、すべて受益者に帰属**します。したがって、ファンドは**預貯金とは異なり、投資元本が保証されているものではなく**、一定の投資成果を保証するものでもありません。ファンドの主要なリスクは、以下の通りです。



価格変動リスク

株式市場リスク…株式の価格の下落は、基準価額の下落要因です

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況、これらに対する外部的評価の変化等によって変動し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。特に、企業が倒産や大幅な業績悪化に陥った場合、当該企業の株式の価値が大きく下落し、基準価額が大きく下落する要因となります。

債券市場リスク…債券の価格の下落は、基準価額の下落要因です

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により債券相場が下落（金利が上昇）した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、ファンドが保有する個々の債券については、下記「信用リスク」を負うことにもなります。

不動産投資信託（リート）に関するリスク…リートの価格の下落は、基準価額の下落要因です

リートの価格は、不動産市況や金利・景気動向、関連法制度（税制、建築規制、会計制度等）の変更等の影響を受け変動します。また、リートに組み入れられている個々の不動産等の市場価値、賃貸収入等がマーケット要因によって上下するほか、自然災害等により個々の不動産等の毀損・滅失が生じる可能性もあります。さらに個々のリートは一般の法人と同様、運営如何によっては倒産の可能性もあります。これらの影響により、ファンドが組み入れているリートの価格が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

信用リスク…債務不履行の発生等は、基準価額の下落要因です

ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。



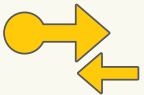
為替変動リスク…部分的な為替ヘッジにより、円高が基準価額に与える影響は軽減されます

外貨建資産への投資は、円建資産に投資する場合の通常のリスクのほかに、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落(円高)する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動(円高)は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。為替ヘッジ付き先進国債券(除く日本)は、実質外貨建資産に対し原則として対円での為替ヘッジを行うため、為替の変動による影響は限定的と考えられます。



カントリーリスク…投資国の政治・経済等の不安定化は、基準価額の下落要因です

海外に投資を行う場合には、投資する有価証券の発行者に起因するリスクのほか、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化や混乱などによって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。



市場流動性リスク…市場規模の縮小・取引量の低下により、不利な条件での取引を余儀なくされることは、基準価額の下落要因です

ファンドの資金流入に伴い、有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、必要な取引ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

その他の留意点

- 当ファンドは一部、実質的に「ファミリーファンド方式」により運用します。そのため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。
- ファンドのお申込みに関しては、クーリング・オフ制度の適用はありません。
- 投資資産の市場流動性が低下することにより投資資産の取引等が困難となった場合は、ファンドの換金申込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた換金申込みを取り消すことがあります。

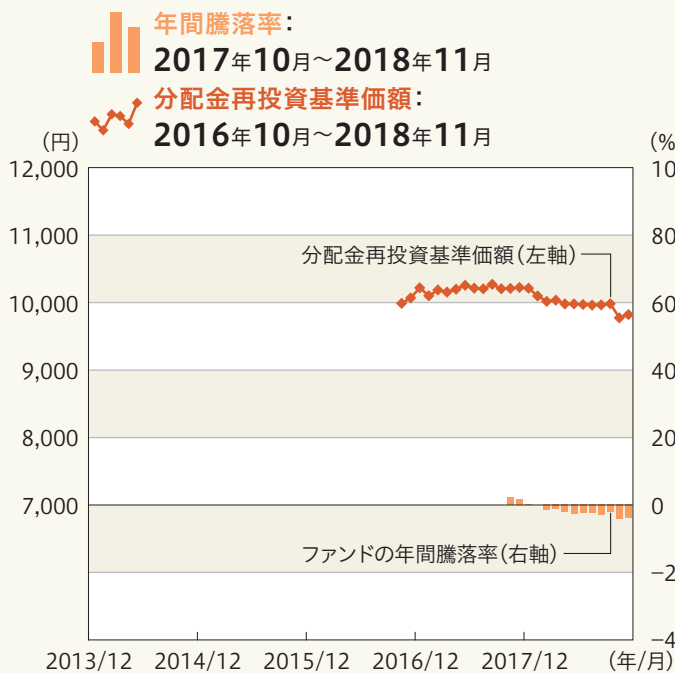
リスクの管理体制

委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、リスク管理部において信託約款等に定める各種投資制限・リスク指標のモニタリング等、コンプライアンス部において法令・諸規則等の遵守状況の確認等を行っています。当該モニタリングおよび確認結果等は、運用評価会議、リスク管理会議およびコンプライアンス会議に報告されます。

(参考情報) 投資リスクの定量的比較

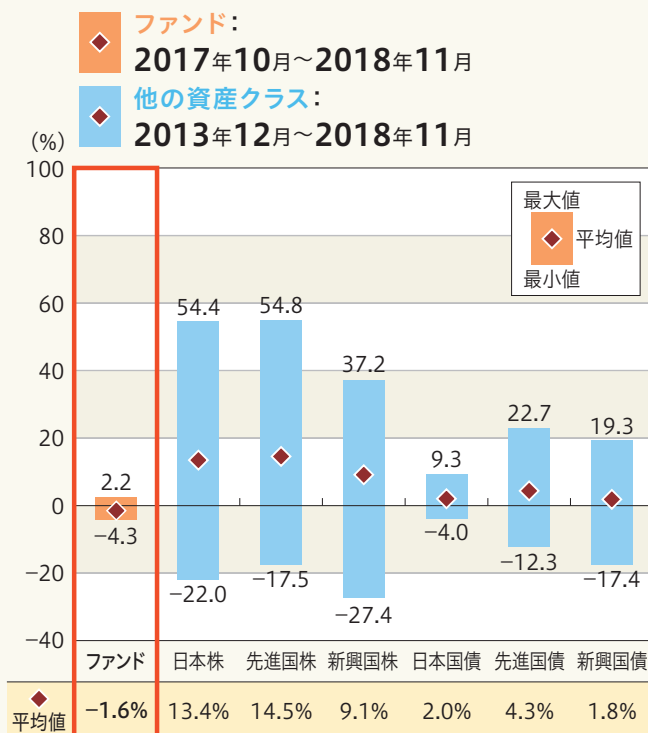
ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。



ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。



※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。

※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

※ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものと異なります。

※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

日本株	TOPIX (配当込み) 株式会社東京証券取引所が算出、公表する指数で、東京証券取引所第一部に上場している内国普通株式全銘柄を対象としています。
先進国株	MSCI コクサイインデックス (グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc. が開発した指数で、日本を除く世界の主要先進国の株式を対象としています。
新興国株	MSCI エマージング・マーケット・インデックス (グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc. が開発した指数で、新興国の株式を対象としています。
日本国債	NOMURA - BPI (国債) 野村証券株式会社が公表する指数で、国内で発行された公募固定利付国債を対象としています。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース) FTSE Fixed Income LLCにより運営されている指数で、日本を除く世界の主要国の国債を対象としています。
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド (円ベース) J.P. Morganが算出、公表する指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象としています。

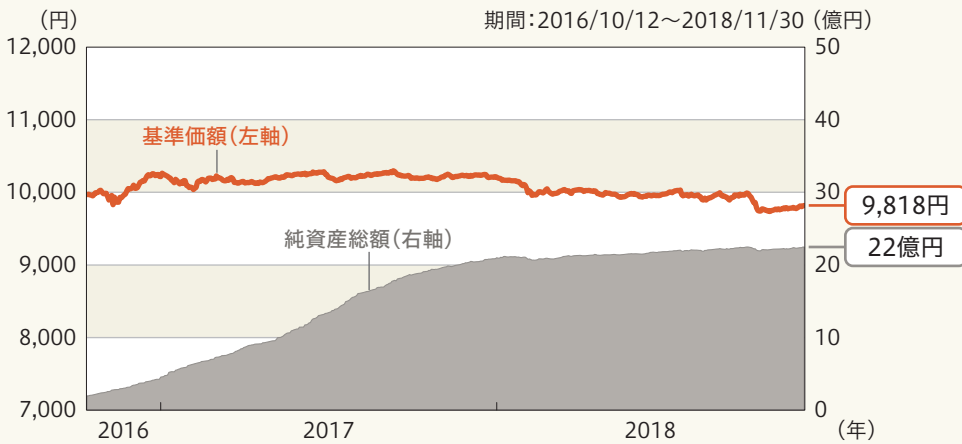
※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。

※上記各指数に関する知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。また、上記各指数の発行者および許諾者は、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

基準日:2018年11月30日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
 ※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

基準価額・純資産の推移



※基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

分配の推移

決算期	分配金
2018年4月	0円
2017年4月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。

主要な資産の状況

■イオン・バランス戦略ファンド

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
親投資信託受益証券	日本	98.83
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1.17
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託受益証券	ヘッジ付き外国債券パッシブ・マザーファンド	54.37
日本	親投資信託受益証券	日本国債ダイナミック・アロケーション・マザーファンド	44.46

※比率は、ファンドの純資産総額に対する時価の比率です。

※「主要投資銘柄(上位10銘柄)」は組入有価証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

▶投資対象とする投資信託の現況

■日本国債ダイナミック・アロケーション・マザーファンド

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	利率(%)	償還期限	比率(%)
日本	国債証券	第349回利付国債(10年)	0.100	2027/12/20	4.03
日本	国債証券	第159回利付国債(20年)	0.600	2036/12/20	3.77
日本	国債証券	第157回利付国債(20年)	0.200	2036/06/20	3.34
日本	国債証券	第350回利付国債(10年)	0.100	2028/03/20	3.32
日本	国債証券	第345回利付国債(10年)	0.100	2026/12/20	3.03
日本	国債証券	第346回利付国債(10年)	0.100	2027/03/20	3.03
日本	国債証券	第344回利付国債(10年)	0.100	2026/09/20	2.99
日本	国債証券	第142回利付国債(20年)	1.800	2032/12/20	2.85
日本	国債証券	第351回利付国債(10年)	0.100	2028/06/20	2.81
日本	国債証券	第154回利付国債(20年)	1.200	2035/09/20	2.59

※比率は、マザーファンドの純資産総額に対する時価の比率です。

運用実績

基準日:2018年11月30日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

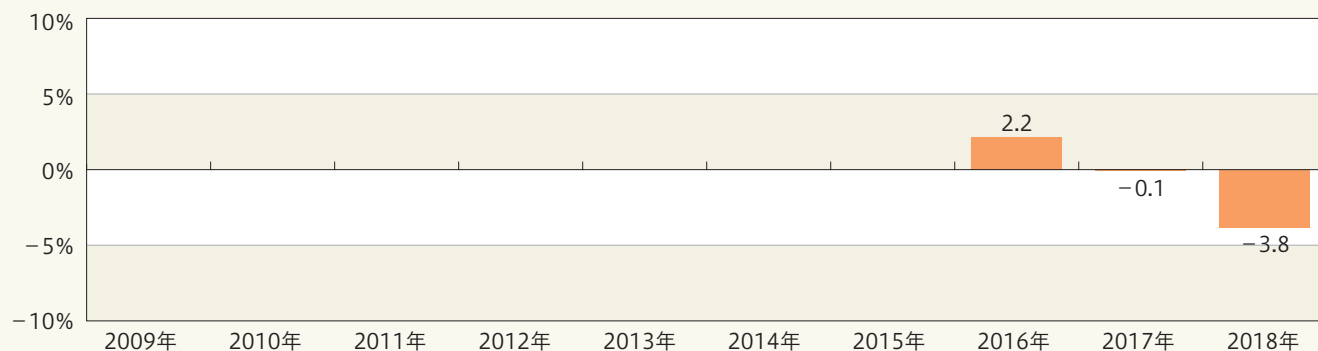
■ヘッジ付き外国債券パッシブ・マザーファンド

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	利率(%)	償還期限	比率(%)
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 2	2.000	2021/01/15	0.74
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 2.125	2.125	2025/05/15	0.60
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 2	2.000	2021/02/28	0.57
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 1.375	1.375	2020/03/31	0.57
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 2	2.000	2022/11/30	0.56
フランス	国債証券	FRANCE O.A.T. 0.75	0.750	2028/05/25	0.55
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 2	2.000	2025/02/15	0.52
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 2.875	2.875	2028/08/15	0.52
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 3.625	3.625	2020/02/15	0.51
フランス	国債証券	FRANCE O.A.T. 4.25	4.250	2023/10/25	0.49

※比率は、マザーファンドの純資産総額に対する時価の比率です。

年間収益率の推移(暦年ベース)



※ファンド購入時には、購入時手数料がかかる場合があります。また、換金時にも費用・税金などがかかる場合があります。したがって、ファンドの収益率は実際の投資家利回りとは異なります。

※2016年のファンドの収益率は、ファンドの設定日(2016年10月12日)から年末までの騰落率を表示しています。

※2018年のファンドの収益率は、年初から2018年11月30日までの騰落率を表示しています。

※ファンドにはベンチマークはありません。

お申込みメモ

購入時

購入単位	販売会社または委託会社にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額となります。 ただし、累積投資契約に基づく分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。
購入代金	販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。

換金時

換金単位	販売会社または委託会社にお問い合わせください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額となります。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目以降にお支払いします。

申込関連

申込締切時間	原則として、午後3時までに購入、換金の申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。
購入の申込期間	2019年1月24日から2019年7月23日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
申込不可日	ニューヨーク、ロンドンの取引所または銀行の休業日のいずれかに当たる場合には、購入、換金の申込みを受け付けません。
換金制限	—
購入・換金申込受付の中止及び取消し	取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入、換金の申込みの受け付けを中止させていただく場合、既に受け付けた購入、換金の申込みを取り消させていただく場合があります。

決算日・収益分配

決算日	毎年4月26日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年1回決算を行い、分配方針に基づき分配金額を決定します。(委託会社の判断により分配を行わない場合もあります) 分配金受取りコース: 原則として、分配金は税金を差し引いた後、決算日から起算して5営業日目までにお支払いいたします。 分配金自動再投資コース: 原則として、分配金は税金を差し引いた後、無手数料で再投資いたします。 ※販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。

お申込みメモ

その他

信託期間	無期限です。(信託設定日:2016年10月12日)
繰上償還	委託会社は、受益者にとって有利であると認めるとき、残存口数が10億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、あらかじめ受益者に書面により通知する等の所定の手続きを経て、繰上償還させることがあります。
信託金の限度額	500億円
公 告	原則として、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ(https://www.smd-am.co.jp)に掲載します。
運用報告書	交付運用報告書は、毎決算時作成し、原則として、あらかじめお申し出いただいたご住所に販売会社よりお届けいたします。 なお、運用報告書(全体版)は、委託会社のホームページで閲覧できます。
基準価額の 照会方法	ファンドの基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけます。また、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊「オープン基準価格」欄に、「みらいパレ」として掲載されます。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」、未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA(ニーサ)」の適用対象です。ただし、販売会社によっては当ファンドをNISA、ジュニアNISAでの取扱い対象としない場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。 配当控除の適用はありません。 ※上記は、2018年11月30日現在の情報をもとに記載しています。税法が改正された場合等には、変更される場合があります。

ファンドの費用・税金

■ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時・換金時

購入時手数料 購入価額に**1.728% (税抜き1.6%) を上限**として、販売会社がそれぞれ別に定める手数料率を乗じた額です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入時手数料は販売会社によるファンドの募集・販売の取扱い事務等の対価です。

信託財産留保額 ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

保有時

運用管理費用 (信託報酬)		<p>ファンドの純資産総額に年0.9504% (税抜き0.88%)の率を乗じた額が毎日計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日と各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支払われます。 信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率 <信託報酬の配分(税抜き)></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払先</th> <th>料率</th> <th>役務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社</td> <td>年0.45%</td> <td>ファンド運用の指図等の対価</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>年0.40%</td> <td>交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>年0.03%</td> <td>ファンド財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上記の各支払先の料率には別途消費税等相当額がかかります。</p>	支払先	料率	役務の内容	委託会社	年0.45%	ファンド運用の指図等の対価	販売会社	年0.40%	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価	受託会社	年0.03%	ファンド財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価
	支払先	料率	役務の内容											
	委託会社	年0.45%	ファンド運用の指図等の対価											
	販売会社	年0.40%	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価											
受託会社	年0.03%	ファンド財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価												
投資対象とする 投資信託	<p>リスク資産配分の変動幅(0%～40%)を加味した場合の管理報酬等の概算値は以下の通りとなります。 年0.0%～年0.16%程度 ※管理報酬等のうち最大のもの(年0.40%程度)を用いて計算しています。なお、管理報酬等は年度によって異なります。</p>													
実質的な負担	<p>ファンドの純資産総額に対して年0.9504% (税抜き0.88%)～年1.1104% (税抜き1.04%)程度 ※実質的な負担は、実際の組入状況等により変動します。</p>													
その他の費用・ 手数料	<p>上記のほか、ファンドの監査費用や有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用等(それらにかかる消費税等相当額を含みます。)が信託財産から支払われます。これらの費用に関しましては、その時々取引内容等により金額が決定し、運用状況により変化するため、あらかじめ、その金額等を具体的に記載することはできません。</p>													

※ファンドの費用(手数料等)の合計額、その上限額、計算方法等は、投資者の保有期間に応じて異なる等の理由により、あらかじめ具体的に記載することはできません。

ファンドの費用・税金

■税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

分配時

所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
-----------------	-------------------------------

換金(解約)時及び償還時

所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%
-----------------	--

※上記は、2018年11月30日現在の情報をもとに記載しています。

※少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で、未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、年間80万円の範囲で、新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。NISA、ジュニアNISAのご利用には、販売会社での専用口座の開設等、一定の要件があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

※法人の場合は上記とは異なります。

※確定拠出年金制度における受益者が支払いを受ける分配金、一部解約金、償還金はいずれも課税されません。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。